

(その1)

収 支 報 告 書

459
ま077.

令和 6 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

あすだかみこうえんかい
和田 和美 後援会

2 主たる事務所の所在地

大洲市新谷乙301-3

3 代表者の氏名

和田 和美

4 会計責任者の氏名

和田 宏

事務担当者の氏名

和田 和美

(電話)

0898-25-0249

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無

公職の種類

大洲市議会議員
(現職)

資金管理団体の
届出をした
者の氏名

和田 和美

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公 職 の 種 類

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----						0
(前 年 か ら の 繰 越 額) -----						0
(本 年 の 収 入 額) -----						0
支 出 総 額 -----						0
翌 年 へ の 繰 越 額 -----						0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----						0
員 数 -----						0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考
(7) 個 人 か ら の 寄 附						0	
〔 うち 特 定 寄 附 〕						0	
(i) 法人その他の団体からの寄附						0	
(ii) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						0	
小 計 (7) + (i) + (ii)						0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕						0	
イ 政 党 匿 名 寄 附						0	
合 計 (ア) + (イ)						0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別紙のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月24日

政治団体の名称 和田 和美後援会

会計責任者の氏名 和田 宏 

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

印

（備考）1. 「会計責任者の氏名」欄は、記入押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2. 政治団体の解散に伴う収支報告書における宣誓書には、代表者の氏名の記名押印又は署名（署名は必ず代表者本人が自署すること。）も必要です。